

街路樹育成管理共通仕様書

1 業務の名称

令和6年度中央区（旧西区）街路樹育成管理（国県道）業務

2 業務の目的

街路樹の良好な育成や美観の向上など、街路樹の適正な育成管理を図ることを目的とする。

3 業務の内容

業務の目的を達成するために歩道植栽帯、中央分離帯、交通島、環境緑地帯にある街路樹（高木、中木、低木）の枝ぶりを整える「剪定」や健全な育成を図るため、植栽地に繁茂する雑草の「抜根除草」を実施する。

4 作業内容

(1) 「剪定」

樹形の骨格をつくり道路空間にうまく収まるように樹形を整えるものであり、歩道幅員や沿道条件を勘案し、矯正型自然樹形に仕立てることを基本とする。

枝の切り口（直径7.5cm以上）には、幹と同色の殺菌剤入り塗布剤を塗り腐食防止を図ること。

剪定作業前には、原則として立会いを行うので、前日までには監督員に連絡すること。

剪定作業を実施する路線において国県道及び中心市街地内の市道については街路樹剪定士または街路樹剪定士の指示を受けて実施すること。

現場写真は、「50本につき1本かつ路線別」とし、「施工前、施工後、施工状況」のほか、全景写真、樹冠アップ、剪定枝葉・草類の処分状況も撮影すること。

剪定枝葉・草類は、浜松市内の廃棄物再生利用業者（草木類）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び第2条の第2号の指定を受けた者）に持込み、処理を依頼することとし、市外への搬出処理は行わないこと。

(2) 「低木寄植剪定」

樹形を整え視距を確保するために行うものである。

施工後の枝先がささくれないように、機械刈込み後にコサミによる切り戻しを行うとともに、必要に応じて枝の密生箇所の中透かしも行う。芽出し後の姿を十分考慮しつつ樹冠の輪郭線を作りながら刈り込むこと。仕上がりの樹高は、50cmとする。

現場写真は、「500㎡につき1箇所かつ路線別」で「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線（2～3箇所）程度でよい。

(3) 「抜根除草」「刈取除草」

道路に植えられた植栽物の良好な生育や、美観維持のために行うものである。

施工に際しては、雑草のほか、ゴミ等のきょう雑物は除去し、縁石からはみ出した蔦類や、縁石周辺の雑草、高さ2.5m以下に生えるドウブキやヒコバエ等も同時に刈り取ること。

「刈取除草（芝刈工）」では、施工前には必ず、きょう雑物は除去し、根の張った雑草類は抜根除草すること。

また、飛び石等による第三者被害を防止するため、適切な飛散防止の措置を講じ、安全管理に努めること。

「抜根除草」と「刈取除草」の現場写真は、「500㎡につき1箇所かつ路線別」を基準に「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線（2～3箇所）程度でよい。

(4) 「防除」

原則として捕殺剪定とする。人畜に健康被害の拡大を及ぼすと判断された場合には、監督員に報告するとともにその指示

に従うこと。

5 作業時期

樹種や樹形、道路空間及び沿線の状況に応じ適正な時期に作業を行う。また、他の公共工事等の施工時期と重複しないよう監督員と事前によく調整、協議する。

6 業務責任者

業務の施行にあたり、業務責任者（造園施工管理技士1級又は2級（国家資格）の資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること。

7 業務報告等

「提出書類」は、契約書条項に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- ① 出来高集計表（別記様式2-1）
- ② 着手前打合せ簿
- ③ 業務日誌（別記様式2-2）
- ④ 剪定枝葉等の処理伝票（計量証明書）
- ⑤ 交通誘導員伝票
- ⑥ 現場写真
- ⑦ 街路樹剪定士の資格証写し（国県道及び中心市街地内の市道）
- ⑧ その他、監督員が必要と認めた書類

6 その他

（1）本業務を実施する上で、対象路線における以下の事項に関しては、常に注意を払い、異常事態の早期発見に努めること。その処理については、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

- ① 病虫害の発生
- ② 災害や事故による倒木などの非常事態
- ③ 街路樹の急激な衰弱、枯損木の発生
- ④ 枝の伸長による沿道施設への侵入や、交通標識の視認障害
- ⑤ 踏み荒らしや踏み倒しなどの異常の発見
- ⑥ その他、受託者としての意見、提言

（2）本業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木共通仕様書を参考にし、委託者及び受託者協議のうえ定めるものとする。

共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』（以下「共通仕様書」という。）（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」（浜松市ホームページに掲載）を参考にして実施すること。

年 月 日	天候	業務の内容		剪定枝葉の処理量			交通誘導員（人）		摘 要
		路 線 名	工 種	草(kg)	枝葉、幹(kg)	根(kg)	A	B	
小 計									
合 計（ 月分）									
							検印		担当職員

街路樹予備診断に関する特記仕様書

1 適用

本仕様書は、浜松市が委託する「令和 6 年度中央区（旧西区）街路樹育成管理（国県道）業務」に適用する。

2 業務目的

本業務は、街路樹の倒伏対策（倒伏回避）として樹木形状、活力状況、樹体（地上部）の欠陥等について把握するため街路樹予備診断を実施し予備診断カルテを作成する。

3 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

（1）予備診断

- ・樹高計、巻尺、鋼棒、双眼鏡等を用い、樹形形状（樹高、幹周、枝張り、枝下高）を測定するとともに樹冠形状（自然樹形、自然相似樹形、人口樹形）、樹体の傾きについて確認する。
- ・適宜カメラでの記録撮影やスケッチを行う。
- ・樹勢、病虫害の有無について把握する。
- ・枝や幹、根株における空洞や腐朽、子実態の発生、不完全な結合、隆起、打音異常、鋼棒貫入異常、樹体の揺らぎについて把握する。
- ・根上がりによる植栽ブロック、歩車道境界ブロックの隆起、傾倒、舗装のクラック等、道路施設への支障があれば確認把握する。

※予備診断の詳細は「街路樹倒伏対策の手引き（国総研資料第 669 号）」別添資料-1 参照

（2）予備診断カルテ作成

- ・対象樹木すべての街路樹予備診断を実施し予備診断カルテを作成する。

※別記様式 2-3 参照

4 予備診断実施者及び予備診断カルテ作成者

予備診断実施及び予備診断カルテ作成は樹木の専門的な知識を要することから街路樹剪定士または樹木医が行うものとする。

5 届出

予備診断実施及び予備診断カルテ作成を行う者が街路樹剪定士または樹木医の資格を有するものであることを委託者に届け出ること。

6 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- ・予備診断カルテ（紙）1 部 （電子データ）1 式

7 疑義

業務途中において、疑義が生じた場合には速やかに委託者と協議し方針を決定するものとする。

予備診断の方法

予備診断は、樹木形状、活力状況、樹体（地上部）の欠陥等の観点に着目して行うものとする。

解説

予備診断では、樹木形状、活力状況、樹体（地上部）の欠陥等について把握する。診断にあたっては、樹高計、巻尺、木槌、鋼棒、双眼鏡等を用い、適宜カメラでの記録撮影やスケッチを行う。（写真-2.1）。

（1）樹木形状

樹高、幹周、枝張り、枝下高を測定するとともに、樹冠形状（自然樹形、自然相似樹形、人工樹形）、樹体の傾きについて確認する。

また、樹木形状が歪なものとなっている場合には、幹径と樹高の比率、枝径と枝長の比率を算出する。

（2）活力状況

樹勢、病虫害の有無について把握する。

（3）地上部の欠陥

枝や幹、根株における空洞や腐朽、子実体の発生、亀裂、不完全な結合、隆起、打音異常、鋼棒貫入異常、樹体の揺らぎについて把握する（表-2.1）。








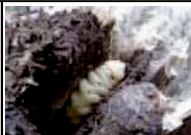
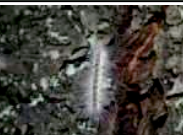

以上の診断結果については、予備診断カルテに記入する（表-2.2）。




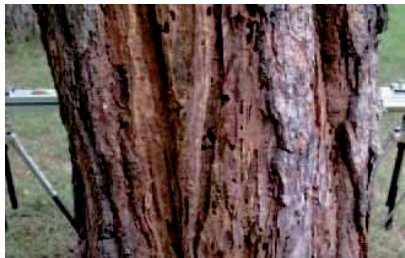








写真-2.1 診断の道具

予備診断の指標

樹木形状	樹高・幹周・枝張り・枝下高	不自然な傾斜	樹高／幹径	枝長／枝径
				

活力状況	樹勢	A (良い)	B (普通)	C (少し悪い)	D (悪い)	E (枯死)
	病虫害 (例)	アリ	ハチ	カミキリムシ	アメリカシロヒトリ	イラガ
						
						

欠陥	枯れ枝					
	空洞	腐朽		子実体		
						
	打診音異常	鋼棒貫入異常	亀裂	不完全結合	幹の隆起	樹体の揺らぎ
						

予備診断カルテ

診断年月日:

診断者:

基本情報	路線名				全景写真		
	樹木番号						
	樹種名						
	場所						
樹木形状	樹高	m					
	幹周（幹径）	m					
	枝張り	m					
	枝下高	歩道	m	車道			m
	不自然な傾斜	無	有（安全・危険）				
	樹高／幹径						
活力状況	樹勢	A・B・C・D・E					
	病虫害	無	有	病名・虫名			

欠陥	枯れ枝	無	有（部位：）	数・枝径	本	cm
	ぶら下がり枝	無	有（部位：）	数・枝径	本	cm
	空洞	無	有（部位：）	大きさ	大	小
	腐朽	無	有（部位：）	大きさ	大	小
	子実体	無	有（部位：）	種類		
	打診音異常	無	有（部位：）	大きさ	大	小
	鋼棒貫入異常	無	有（部位：）	貫入深	cm(貫入部幹径：cm)	
	亀裂	無	有（部位：）	大きさ	大	小
	不完全結合	無	有（部位：）	状態		
	隆起	無	有（部位：）	大きさ	大	小
	樹体の揺らぎ	無	有		大きさ	大

道路施設影響	歩道	無	有（内容：舗装クラック・舗装隆起・根上がり・植栽帯ブロック異常）			
	車道	無	有（内容：舗装クラック・舗装隆起・根上がり・歩車道境界ブロック異常）			
	その他	無	有（内容：）			

特記事項						
------	--	--	--	--	--	--

写真 スケッチ						
------------	--	--	--	--	--	--

予備診断の評価結果					管理者承認
樹木健全度調査等の必要性	必要	不要	理由		
緊急的な改善的処置の必要性	必要	不要	理由		

特記仕様書（東海道松並木）

第1章 総則

1 適用

- (1) 本仕様書は浜松市が委託する「令和6年度中央区（旧西区）街路樹育成管理（国県道）業務」のうち主要地方道細江舞阪線の延長約700メートルの文化財指定（浜松市指定史跡）されている東海道松並木の業務実施に適用する。

第2章 業務内容

[樹木剪定]

1 高木剪定

- (1) 剪定は、樹形の骨格をつくり道路空間にうまく収まるよう調整する作業であり、歩道幅員や沿道条件や、これまでの剪定状況を踏まえ、できるだけ自然風の樹形に仕立てる。また、建築限界（車道側 高さ4.5m・歩道側2.5m）を確保する。
- (2) 枝の切り口（直径7.5cm以上）には、幹と同色の殺菌剤入り塗布剤（デントローザンと同等品）を塗り腐食防止を図る。
- (3) 剪定対象木は、事前に現地立会いを行い監督員から指示のあった樹木について実施する。
- (4) 沿線の住宅、商店の出入りに支障がある場合は、作業実施前に調整する。

[予防剤注入]

1 作業時期

マツノマダラカミキリの羽化脱出時期を考慮し、薬剤の効果が十分に発揮できるよう、現地作業は1月下旬から2月下旬に行うこと。

2 対象

本業務は、「東海道松並木剪定及び松くい虫防除対象樹木・薬剤算出一覧表」の樹木を対象とする。

3 使用薬剤

- (1) 使用薬剤については、農薬取締法の規定により登録されたマツ材線虫防除剤の中から、下記を満たす1種類を使用することとし、監督員と協議の上で決定するものとする。
主な有効成分 : 酒石酸モランテル
毒性（製剤） : 普通物
魚毒性（原体） : A類
有効年限 : 5年以上
投与方法 : 大型容器並びに加圧方式による投与が可能なものとする。
薬剤濃度検査 : 注入後の薬剤樹体内濃度調査を行うものとする。
検体数量は薬剤特性を考慮し、監督員と協議の上決定する。
その他 : 注入作業について、製造元から十分な指導が受けられるものとする。
- (2) 薬剤の取り扱いについては、表示事項（ラベル）を必ず守って使用すること。また、空き容器の処理や残薬剤は適切な処理を行い忌避防止に努めること。
- (3) 作業前には使用材料品質証明書を提出すること。

- (4) 薬剤又は危険物を使用する場合には、その保管及び取り扱いについて関係法令を遵守し万全の方策を講じておくこと。
- (5) 作業員には、次の事項を厳守させること。
 - ア 薬剤を取り扱う者は、防護手袋、防護マスク、必要に応じ防護メガネを着用し、作業終了後露出部の水洗いを励行する。また、特異体質で皮膚に異常の起こる恐れのある者は従事しない。

4 注入作業

- (1) 樹木管理 今回の作業に必要な樹木管理は、「東海道松並木剪定及び松くい虫防除対象樹木・薬剤算出一覧表」を基に一覧表を作成し、間違いなく行うこと。
- (2) 事前調査 注入作業前に、現地で個々の松の樹形や樹勢を確認し、注入可能かどうかを判断する。事前調査は本事業の対象となるすべての松について実施するものとする。薬剤は標準注入量を基本とするが、この事前調査結果により必要に応じて見直し変更する場合がある。
- (3) 施工方法 薬剤製造会社による取扱説明書に記載された方法を遵守し、確実にを行う。特に、使用器材（ドリル）については、指定された規格（直径 6.5mm、長さ 10cm）を用いることとする。
また、樹木医または街路樹剪定士の立会・指示の下、施工するものとする。
- (4) 施工位置 個々の施工位置は立会いを行っている樹木医または街路樹剪定士の指示に従い、入りやすい部位、木の組織に損傷を与えない部位を選定する。
- (5) 施工時刻及び天候 契約期間内の晴天の日を選び、日の出時刻から開始し午前 11 時まで注入を完了すること。また、薬剤注入用器材は午後 1 時過ぎに抜き取ることをする。
- (6) 施工状況チェック 施工 30 分～1 時間後に注入状況をチェックし、入りにくい場合は打ちかえるものとする。その際は記録に残し、前に空けた孔の上下直線上の位置をはずして打ちかえること。
- (7) 識別票 施工管理のため規格品の識別票を取り付けるものとする。この識別票には、樹木番号、注入薬剤、注入本数、施工年月を記載すること。なお、現状の周辺環境において 5 年以上保持可能な素材及び取り付け方法により行うものとする。
- (8) 注入前処理 孔開け位置の樹皮が厚くなっている場合は、容器の打ち込みが浅くなるのを防止するため、注入孔を開ける前に、樹皮を削り取り、樹皮の厚さを確認する。また、ドリルにて孔を開けた直後に、注入位置の材に腐朽、空洞が無いことを確かめるため、洗浄ピンで滅菌水を注入し、孔に水が溜まり溢れることを確認する。
- (9) 注入作業 注入は、前処理の直後に慎重に行うものとする。注入孔の数を減らすため、大型容器を利用して作業を行う。
なお、注入容器を傾けて孔に差し込む際、薬剤が漏れて周囲の樹皮にかからないよう注意すること。
また、打ち込みが浅いと薬剤が形成層側に逆流し、後日障害が発生する原

因となるので、液漏れには十分に注意して作業を行うこと。

(10) 巡回等 施工箇所は随時不特定多数の人が出入りするため、注入期間中は、事故が
起こらないように巡回を行うものとする。

(11) 後処理 注入孔は、薬剤注入完了後、農薬取締法の規定により登録された薬剤の中
から、軟らかいペースト状の殺菌癒合剤を選び十分に注入し、腐朽菌などが
侵入・増殖しないようにすること。また、孔の修復を早めるため被覆塗布剤
で蓋をする。なお、コルク栓は用いないこと。

第3章 雑則

1 諸法規の遵守

施工にあたり、諸法令及び実施に関する諸法規を遵守し、事業の円滑なる進捗を図るとともに処
方の運用適用は、受託者の責任において行うこと。

2 備付書類

受託者は、工程表、作業記録簿、材料検査簿、事業施工写真を備え、必要の都度記載するとともに、
監督員が必要と認めたときは閲覧に供すること。